

## 保育料無償化のための申請について

利用する施設や事業によって、無償化の対象となるためには事前に申請し、認定を受けることが必要となる場合があります。☒ 事前に申請が必要となる施設や事業を利用する場合は、必ず利用を開始するまでにお手続きをお願いします。

### 無償化の期間

3歳児クラスから5歳児クラスまでの3年間。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳児から無償化の対象となります。

詳細については<https://www.town.harima.lg.jp/kodomo/musyouka.html>をご覧ください。

対象施設・事業		(対象年齢) 3～5歳	(対象年齢) 0～2歳	申請について
幼稚園	播磨幼稚園	全員の利用料を無償化	/	申請不要
	蓮池幼稚園			
	町外の新制度幼稚園			
	町外の新制度未移行幼稚園	月額25,700円までの利用料を無償化(注1)		<b>事前に申請をし、認定を受けることが必要</b>

(注1) 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園部は月額400円まで無償化

対象施設・事業		(対象年齢) 3～5歳	(対象年齢) 0～2歳	申請について
保育所	播磨保育園	全員の利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化	申請不要
	町外の保育園			
認定こども園	蓮池こども園			
	キュービットこども園			
	播磨中央こども園			
	町外の認定こども園			
	播磨西こども園			
地域事業型保育	パレット保育園	/	住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化	
	町外の地域型保育事業			

対象施設・事業		(対象年齢) 3～5歳	(対象年齢) 0～2歳	申請について
幼稚園、認定こども園の預かり保育		利用日数に応じ、最大月額11,300円までの利用料を無償化(注2)	/	<b>事前に「保育の必要性の認定」の申請をし、認定を受けることが必要</b> ※利用日数に応じて月額上限額は変動します。(450円×利用日数)

注2) 播磨町立幼稚園・こども園の預かり保育の利用料は無償化

対象施設・事業		(対象年齢) 3～5歳	(対象年齢) 0～2歳	申請について
認可外保育施設等		月額37,000円までの利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの月額42,000円までの利用料を無償化	<b>事前に「保育の必要性の認定」の申請をし、認定を受けることが必要</b> ※企業主導型保育事業、保育所、認定こども園(保育部分)等を利用できていない方が対象になります。 ※対象となる事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。